

◎新潟県監査委員訓令第3号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員事務局組織規程（平成18年3月新潟県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県代表監査委員 八木 浩 幸

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(参事等) <b>第7条</b> 事務局及び班に、参事、副参事、主査、 <u>専門員</u> 及び主任を置くことができる。 2 参事、副参事、主査、 <u>専門員</u> 及び主任は、上司の命を受けて、局及び班の事務を処理する。	(参事等) <b>第7条</b> 事務局及び班に、参事、副参事、主査及び主任を置くことができる。 2 参事、副参事、主査及び主任は、上司の命を受けて、局及び班の事務を処理する。